

別添

○「精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について」（平成26年2月18日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡）
【新旧対照表】

改 正 後		改 正 前	
	事務連絡 平成26年2月18日		事務連絡 平成26年2月18日
一部改正	事務連絡 令和元年5月28日	一部改正	事務連絡 令和元年5月28日
一部改正	事務連絡 令和2年12月25日	一部改正	事務連絡 令和2年12月25日
一部改正	事務連絡 令和3年12月13日	一部改正	事務連絡 令和3年12月13日
一部改正	事務連絡 令和4年6月23日	一部改正	事務連絡 令和4年6月23日
一部改正	事務連絡 令和6年3月26日	一部改正	事務連絡 令和6年3月26日
一部改正	<u>事務連絡</u> <u>令和7年1月31日</u>		
都道府県精神保健福祉主管部局 各 指定都市精神保健福祉主管部局 御中 地方厚生（支）局健康福祉課		都道府県精神保健福祉主管部局 各 指定都市精神保健福祉主管部局 御中 地方厚生（支）局健康福祉課	
厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課		厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課	
精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について		精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について	
(略)		(略)	
別添		別添	
精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について		精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について	

改 正 後	改 正 前
はじめに (略) 1 (略) 2 レポート又は臨床記録としての留意事項について (1) レポートとしての留意事項 ア～ウ (略) エ 論旨を簡潔かつ明瞭に記載するよう心掛け、＜入院時の状況＞及び＜入院後経過＞並びに【考察】を合わせて指定字数（1200～2500字）以内とし、誤字（特に専門用語）のないよう十分な注意を払うこと。なお、半角も1文字として数え、<u>＜入院時の状況＞は8文字、＜入院後経過＞は7文字、【考察】は4文字として文字数に含み、スペースは文字数に含めないこと。また、本文の記載に当たっては、様式の柱立て（※）を順守し、必要な事項はすべてこの中で記載すること、これ以外の項目を追加することは慎むこと（追加した場合、余事記載として評価対象外（又は不適切な記載の評価）となる場合がある。）。</u> オ～キ (略) (2)・(3) (略) 3 法制度を踏まえたレポートとしての留意事項について (1) 措置入院 措置入院に関する診断書を必ず参照し、事務取扱要領別添様式3-1（ケースレポート）に即して、【関係法規に定める手続への対応】のチェック欄及び記載欄並びに本文に正確に記載すること。記載に当たっては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）上の用語を正確に用いること。なお、解除の見込み、解除時の状態及び解除後の処遇形態についても記載することが望ましい。 (削る) 令和6年4月1日以後に入院が行われた症例を選択する場合は、	はじめに (略) 1 (略) 2 レポート又は臨床記録としての留意事項について (1) レポートとしての留意事項 ア～ウ (略) エ 論旨を簡潔かつ明瞭に記載するよう心掛け、＜入院時の状況＞及び＜入院後経過＞並びに【考察】を合わせて指定字数（1200～2500字）以内とし、誤字（特に専門用語）のないよう十分な注意を払うこと。なお、本文の記載に当たっては、様式の柱立て（※）を順守し、必要な事項はすべてこの中で記載すること、これ以外の項目を追加することは慎むこと（追加した場合、余事記載として評価対象外（又は不適切な記載の評価）となる場合がある。）。 オ～キ (略) (2)・(3) (略) 3 法制度を踏まえたレポートとしての留意事項について (1) 措置入院 措置入院に関する診断書を必ず参照し、事務取扱要領別添様式3-1（ケースレポート）に即して、【関係法規に定める手続への対応】のチェック欄及び記載欄並びに本文に正確に記載すること。記載に当たっては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）上の用語を正確に用いること。なお、解除の見込み、解除時の状態及び解除後の処遇形態についても記載することが望ましい。 ア <u>令和5年4月1日以後に入院が行われた症例を選択する場合、入院措置を採る旨の告知は、患者本人及びその家族等のうち診察の通知を受けた者又は診察の立会いを行った者に対して行われており、かつ、告知内容に当該入院措置を採る旨及びその理由が含まれていたかどうかについて記載すること。</u> イ 令和6年4月1日以後に入院が行われた症例を選択する場合

改正後	改正前
<u>以下の点に留意すること。</u> ・ 退院後生活環境相談員を選任したことについて記載すること。 ・ 病院において、措置入院者又はその家族等からの求めがあった場合その他必要があると認められる場合には、これらの者に対して、地域援助事業者の紹介を行ったかどうかについて記載すること。 (2)・(3) (略) 4 (略) 以上	・ 退院後生活環境相談員を選任したことについて記載すること。 ・ 病院において、措置入院者又はその家族等からの求めがあった場合 その他必要があると認められる場合には、これらの者に対して、地域援助事業者の紹介を行ったかどうかについて記載すること。 (2)・(3) (略) 4 (略) 以上